

ソーシャルメディア利用規程

1. 目的

この利用規程は、近年利用者が急増し、人々の生活に身近な情報の伝達手段として浸透しつつあるソーシャルメディアにおいて、JA福岡市東部（以下、組合という。）における、効率的、効果的な活用をおこなうため、組合の役員、職員、派遣、パート（以下、役職員という。）など関係者が、ソーシャルメディアを利用する場合の、基本的な考え方や留意すべき事項を定め、適正な利用を図ることを目的とする。

2. ソーシャルメディアの定義

FacebookやInstagram、LINE、Twitter等、民間が運営するインターネット上のWebサービスを利用して、利用者自らが不特定多数に対して情報を発信、あるいは相互に情報のやりとりや共有を行うことができる情報伝達媒体をいう。

3. 適用範囲

本規程は、組合においてソーシャルメディアを役職員が職務で利用する場合に適用する。ただし、役職員が私的に利用する場合であっても、3、4の原則については十分留意しなければならない。

4. ソーシャルメディア利用に関する基本原則

ソーシャルメディアを利用するにあたり、次の各号にかかげる事項を役職員は遵守しなければならない。

- (1) 役職員がソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合、正確な情報の発信に努め、その内容について誤解を招かないよう留意しなければならない。
- (2) 役職員としての自覚と責任を持って、農業協同組合法その他の関係法令及び役職員の職務に関する規程等を遵守しなければならない。
- (3) 著作権、個人情報保護などに関する法令を遵守し、他者の権利侵害や個人情報の漏洩がないよう十分に留意しなければならない。
- (4) 発信した情報により、意図せず他人を傷つけ、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するよう努めなければならない。
- (5) 発信した情報に対し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応するよう努めなければならない。
- (6) 一度ネットワーク上に公開された情報は、完全には削除できないことを理解しておかなければならない。

5. 禁止事項

次に掲げる内容を含む情報を、役職員は発信してはならない。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 組合のセキュリティを脅かすおそれのある情報
- (3) 顧客の個人情報、取引情報、資産情報、医的情報、また経営に関する情報等の業務上知り得た情報
- (4) 他者を侮辱又は非難するもの
- (5) 人種、信条、性別、社会的身分、門地等について差別し、又は差別を助長させるもの
- (6) わいせつな内容を含むホームページへのリンク
- (7) 虚偽又は事実と異なるもの
- (8) 組合の権利を侵害する情報や、正当な理由なく他者の権利を侵害するもの
- (9) 組合の信用を失墜させるおそれのあるもの
- (10) その他公序良俗に反するもの

6. 罰則

組合は、本規程に違反し、組合が損害を被った場合、職員に対して、事実関係を十分に調査し、「就業規則」、「職員賞罰規程」に基づき、厳正に処分するものとする。

7. 改廃

この規程の改廃は、コンプライアンス・リスク管理委員会において協議を行い、組合長の決議をもって行う。

附 則

この方針は、令和2年10月1日から施行する。